

提出していただいた意見とそれに対する県の考え方

【計画の推進に関するもの】(4件)

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	計画策定の趣旨について、新型コロナウイルス感染症に伴う家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念されるという表現があっても良いのではないかと思う。P6 の策定後の動きの最後2行に繋がりやすい。	新型コロナウイルス感染症に関する記載については、第2章の「2 第4次計画策定後の主な動き」と第4章の2の現状と課題に記載しており、原案のままとさせていただきます。
2	児童相談所との連携について、P6 でDV防止法の改正により、DV被害者の保護に当たり、相互に連携・協力すべき機関として「児童相談所」が明確化されたとあるが、具体的対応が見えてこない。例えば P13 の方向性の部分や、P20 の具体的取組に、児童相談所を明記すれば連携を理解しやすい。	関係機関・団体の個別名称は、具体的取組の中で明記することで統一し、P20 の具体的取組に児童相談所を追記します。
3	欄外記載の事業の所管部署について、欄外に※4 自立支援教育訓練給付金、※5 高等職業訓練促進給付金等、有益な事業の例示があるが、事業の所管が分からぬ。国・県・市町、それぞれの担当部署の記載があると良いと思う。	欄外記載の用語解説に担当部署は記載しませんが、給付金の担当部署の情報については、広報等の機会を通じて、広く県民に周知を図ってまいります。
4	DVは、家庭という密室で行われ、潜在化する傾向にあるといわれている。特に、コロナ禍で、DV の相談や被害が増加しているとの報道も耳にする。DVの未然防止や早期発見のためには、地域での理解や協力が大きいと考えられる。そのため、地域の見守り活動をしている民生委員等関係団体の方々へ、DVを理解するための意識啓発を進めることが必要と思う。	第4章の3の具体的取組にも記載のとおり、民生委員等関係団体に対して、研修会等の機会を通じて、DVを理解するための意識啓発に取り組んでまいります。

【パブリック・コメントの実施方法等に関するもの】(17件)

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計19案件実施(1/3時点)、資料数十ページにもなる案件も含むの中で全案件通常と同様の1ヶ月の期間設定は意見募集の体を成していないと感じる。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求める。前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願う。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。
2	当件についてこの時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願う。	

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
3	前述、当案件当時期パブリックコメント／意見募集実施理由への御返答が「県行政の進行／スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となる。パブリック・コメント（県民意見募集）を適切に実施する為の恒久的対策の実施（意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等）を御願いする。前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願う。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。
4	「年末年始含む期間にパブリック・コメント／意見募集案件集中」に関しての前述（期間の年末年始回避、案件集中回避）の様な意見を、過去数年、複数回／複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント／県民意見募集に送付したと記憶している。パブリック・コメント／県民意見募集について県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応（県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願う。	
5	同様に、「年末年始含む場合の期間延長」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願う。	
6	同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願う。	
7	同様に、「募集時期集中時の期間延長」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願う。	
8	前述各対応が無かった場合は、「(過去のパブリックコメント／意見募集でも指摘があったにもかかわらず)なぜ県として対応をしなかったのか」関係部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願う。	
9	前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリックコメント／県民意見募集で適切な対応（集中回避・集中時期間延長等）が取られていないのか明示願う。	
10	前述御返答内容に関わらず、期限通常通り1ヶ月での意見募集19案件集中では意見提示困難。改めて期限延長を求める。	
11	県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶している。「県民=主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長／再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願う。	

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
12	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ=県行政に関心又は用事のある県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した／記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願う。	パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（12月24日の中国新聞、12月27日の山口新聞）により広報に努めました。 掲載日が分かれた理由は、パブリック・コメントの開始日が異なるなどのためです。
13	今回の意見募集期間重複19件では、新聞広告「山口県からのお知らせ（山口県広報）」（新聞下4-5段広告）に掲載案件・未掲載案件（別途小広告掲載）に分かれたと認識している。県民意見募集の広報手段が分かれました理由を明示願う。	
14	各案件について、前述新聞広告で一方の広告を選択した理由を明示願う。	
15	今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント／県民意見募集についてや、パブリック・コメント／県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願う。	
16	前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント／県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願う。	意見提出者は3名、意見は22件寄せられたことから、広報については一定の効果があったと考えています。
17	パブリック・コメント／県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間を感じる。県広報紙発行頻度の見直しを実施願う。	県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。 限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。

【その他】（1件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	資料未確認だが、当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考える。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願いする。	学識経験者（人権、法律、医療、福祉、労働等）や関係団体、一般公募で構成する男女共同参画審議会を通じ、様々な分野で活躍されている県民の皆様から直接御意見をお聞きし、いただいたご意見を最終案に反映させていただきます。